〇デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーの装着に関する説明書について
（第１０　号様式の２）

（第１０号様式の２）

デジタル式記録計又はドライブレコーダーの装着について

当該事業所におけるデジタル式運行記録計又はドライブレコーダーの装着については平成３１年４月１日現在、以下のとおり配置車両の９０％以上に対して、デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーを装着しています。

その効果については、ドライバー教育に　　の形で反映させています。

全配置車両数　　台（Ａ）
　内デジタル式運行記録計装着車両数　　台（Ｂ）
　内ドライブレコーダー装着車両数　　台（Ｃ）
　内デジタコ・ドラレコ併用装置装着車両数　　台（Ｄ）

（（Ｂ）＋（Ｃ）＋（Ｄ））÷（Ａ）≧９０％

登　録　番　号	デジタル式運行記録計の装着	ドライブレコーダーの装着	デジタコ・ドラレコ併用装置の装着
計　　台	小計　　台	小計　　台	

以上、報告します。

令和元年　　月　　日

東京運輸支局長　殿

代表取締役　　印